

## 国家外貨管理局

### 税関特別監督管理区域における経常項目外貨管理改善に係わる通知を公布

トランザクションバンキング部  
中国調査室

2013年5月22日、国家外貨管理局(以下、「外管局」)はホームページ上で、「税関特別監督管理区域の経常項目外貨管理改善に係わる関連問題の通知」(匯発[2013]22号。以下、「通知」と略)を公布しました。「通知」は2013年6月1日から施行されます。

外管局は、2013年5月3日、税関特別監督管理区域における外貨管理の原則を定めた「税関特別監督管理区域外貨管理弁法」<sup>1</sup>(匯発[2013]15号、以下「管理弁法」と略)を公布し、税関特別監督管理区域内(以下、「区内」と略)、および同区域外(以下、「区外」と略)の外貨管理を原則統一する方針を明らかにしました。

このたび公布された「通知」は、「管理弁法」で定められた「区内外の外貨管理統一」の原則を受けた、経常項目外貨管理に係わる具体策として位置づけられるもので、区内企業のリスト管理や輸出収入の域外留保、貿易支払、人民元転管理、サービス貿易外貨管理等の内容が盛り込まれています。なお、オペレーション上の具体的な要求等については、各地域の外管局分局により別途操作規定が制定されることとなります。

「通知」の主な内容は以下の通りとなりますが、具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の外貨管理当局に確認していく必要があります点、ご注意ください。

#### ◆ リスト管理

従来、区内の企業は、外貨取引を行う際に、事前に所在地の外管局において、「保税監督管理区域外貨登記証」(以下、「登記証」と略)を取得しなければならないとされていましたが、「通知」では、今後、区内企業の登記証の取得は不要としており、従って登記証の年度検査手続も不要となります。

【表1】リスト管理の内容	
区内機構の分類	具体的な要求
新設区内企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 所在地の外貨管理局分局にて「貿易外貨収支企業リスト」の登記手続を行うこと</li> </ul>
既存機構（「登記証」手続を行った区内機構）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貨物貿易関連法規に従い、「貨物貿易外貨収支業務取扱確認書」へ署名後、自動的にリストに追加される。</li> <li>➤ 登記証の使用は不要。</li> </ul>

<sup>1</sup>2013年5月3日公布、2013年6月1日施行。詳細は当行実務制度ニュースレターNo.65(2013.05.06)をご参照ください。リンク先:

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313050802.pdf>

### ◆ 区内機構の輸出収入の域外留保

「通知」では、「区内機構は、真実で合法的な取引背景のある輸出収入を域外に留保することができる」としています。

また、「通知」では、区内機構が輸出収入の域外留保に際して充足すべき資格要件や口座開設登記、預金・送金金額の規模、期限、資金回収等については、貨物貿易法規<sup>2</sup>に従って取り扱うことを要求。その他の経常項目外貨収入の域外留保については、サービス貿易外貨管理法規に従って取り扱わねばならないとしています。

### ◆ 区内機構貨物貿易支払管理の簡素化

「通知」では、区内機構の貨物貿易に係わる支払に関して、「貨物貿易法規を参照し、相応する有効なエビデンスと商業書類を提出しなければならない」と規定していますが、具体的な貿易取引において、どのようなエビデンスの提出が必要となるかについては明記しておらず、今後、各地域の外貨管理局分局がそれぞれ制定する操作規定において、明確化されていくものと考えられます。

また、従来、区内企業では禁止されていた遠隔地での決済について、「通知」では、区内機構の遠隔地決済や、輸入決済のための事前外貨両替による経常項目外貨口座への入金を認めています。

【図表 2】区内機構貨物貿易支払管理	
項目	具体的な内容
貨物貿易支払に関わるエビデンス審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貨物貿易法規を参照し、相応する有効なエビデンスと商業書類を提出</li> <li>➤ 「登記証」の提出は不要</li> <li>➤ 貨物貿易法規で輸出入貨物通関書を提出しなければならない取引について、保税項目下の貨物貿易においては、輸出入貨物届出リストを提出</li> </ul>
遠隔地支払業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 所在地以外の省、市での遠隔地決済業務を認める(従来は不可)</li> </ul>
支払者と輸入貨物通関書(輸入貨物届出リスト)の経営単位が不一致	以下の資料の提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 支払人と経営単位の不一致の原因に関する説明書類</li> <li>➤ 取引の真実性を証明できる書類、経営単位が不一致の商業インボイスと関連する税関書類</li> </ul> 金融機関は関連書類を検査に備えて保存する
貿易支払に関わる事前の外貨購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 真実で合法的な輸入代金の支払需要に基づく、事前の外貨購入による経常項目外貨口座への入金を認める</li> <li>➤ 事前の外貨購入、および実際の対外支払いは同一金融機関で処理しなければならない</li> <li>➤ 契約変更等の原因で、区内機構が事前の外貨購入後対外支払いできない場合、区内企業は自ら人民元転するか、経常項目外貨口座内に資金を保留するかを決定することができる</li> </ul>

### ◆ 人民元転管理の簡素化

「通知」では、「区内機構は、貨物貿易法規に従って関連エビデンスを元に、金融機関で貨物貿易収入人民元転を取り扱い、金融機関は規定に従って合理的に審査を行う。」と規定していますが、今後人民元転管理の関連オペレーション上の規定は、各地域の外管局により制定する操作規定により明確化されると思われます。

<sup>2</sup>「貨物貿易輸出収入の域外留保管理に関する問題の通知」(匯発(2010)67号) 国家外貨管理局2010年12月31日公布、2011年1月1日施行)等。

### ◆サービス貿易外貨管理の簡素化

「通知」では、サービス貿易外貨管理に対して、1件5万米ドル以下、1件5米ドル超に分けて、それぞれ以下の取扱いを要求しています。

【図表 3】サービス貿易外貨管理	
項目	具体的な内容
1件5万米ドル以下(5万米ドルを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則として取引書類を確認しなくてよい</li> <li>➤ 資金の性質が不明確な外貨収支業務に対して、金融機関は区内機構および個人に対して取引書類の提出を要求し、合理的な審査を行うことができる</li> </ul>
1件5万米ドル超	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サービス貿易外貨管理法規に基づき、金融機関は直接取引書類を審査した後処理する。</li> </ul>
税務エビデンス提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規定により税務エビデンスの提出が必要なものは、その規定に従う<sup>3</sup></li> </ul>

### ◆監督管理

「通知」では、区内機構および個人に対し、オフサイトおよびオンサイトでの監督管理を行うとしており、今後、区内企業に対しても区外企業と同じ分類管理が実施されることとなります。

【図表 4】機構と個人に対する監督管理	
項目	具体的な内容
オフサイトモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外貨管理局は、貨物貿易法規に従って区内機構の貨物貿易外貨収支を確認</li> </ul>
オンサイト検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 異常あるいは疑わしい状況については、現場の確認あるいは現場検査を行い、確認と検査の結果に従って分類管理を行う</li> </ul>

なお、「通知」では、各外貨管理局分局に対し、貨物貿易法規に従って管轄する税関特別監督管理区域の貨物貿易外貨管理リスク防止に関する操作性規定を制定すべきと要求しており、今後、各地域の外貨管理局分局が、それぞれ自らが管轄するに区域に適用する操作規定を制定していくこととなりますので、地域によりその運用に差異が生じる可能性もあります。

以上

<sup>3</sup> 「サービス貿易等の対外支払際に提出する税務証明の更なる明確化に関する問題の通知」(匯発[2008]64号)では、対外支払金額1件3万米ドル超の場合、税務証明の提出が必要であると定められています。

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b>  <b>关于改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理有关问题的通知</b>  <b>汇发[2013]22号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为完善海关特殊监管区域经常项目外汇收支管理，支持外贸升级转型，促进外贸稳定增长，根据《海关特殊监管区域外汇管理办法》(汇发[2013]15号)，国家外汇管理局决定自2013年6月1日起，进一步改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理。现就有关问题通知如下：</p> <p>一、海关特殊监管区域机构（以下简称区内机构）无须办理《保税监管区域外汇登记证》（以下简称《登记证》）及进行《登记证》年检。已核发的《登记证》不再使用。</p> <p>新设区内机构办理货物贸易外汇收支、购结汇前，应按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则（汇发[2012]38号文印发，以下简称货物贸易法规），到所在地国家外汇管理局分支局（以下简称外管局）办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续。已办理《登记证》的区内机构，按照货物贸易法规规定签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》后自动列入名录。</p> <p>金融机构不得为不在名录的区内机构直接办理货物贸易外汇收支业务。金融机构应当通过“货物贸易外汇监测系统”查询确认该区内机构为“特殊监管区域内企业”后，按规定为其办理相关外汇收支业务。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b>  <b>税関特別監督管理区域の經常項目外貨管理改善に係わる関連問題の通知</b>  <b>匯発[2013]22号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大连、青岛、アモイ、寧波市分局：</p> <p>税関特別管理監督区域の經常項目外貨収支管理を完全なものとし、対外貿易のレベルアップ転換を支持し、対外貿易の安定した増加を促進するため、《税関特別監督管理区域域外貨管理弁法》(匯発[2013]15号)に基づき、国家外貨管理局は2013年6月1日より、さらに税関特別監督管理区域域の經常項目外貨管理を改善する。ここに関連する問題について以下のとおり通知する。</p> <p>一、税関特別監督管理区域域の機構(以下「区内機構」という)は《保税監督管理区域外貨登記証》(以下「《登記証》」という)の手續きと《登記証》の年度検査を行う必要はない。すでに発行した《登記証》は今後使用しない。</p> <p>新設の区内機構が貨物貿易外貨収支を取り扱い、外貨両替・人民元両替を行う際には、《貨物貿易外貨管理手引き》および実施細則(匯発[2012]38号文印刷発行、以下「貨物貿易法規」という)に従って所在地の外貨管理局分支局(以下「外管局」という)にて「貿易外貨収支企業リスト」(以下「リスト」という)の登記手續を行う。すでに《登記証》手續きを行った区内機構は、貨物貿易法規規定に従って《貨物貿易外貨収支業務取扱確認書》に署名した後、自動的にリストに追加される。</p> <p>金融機関は、リストに登録されていない区内機構に対して直接貨物貿易外録貨収支業務を取り扱ってはならない。金融機関は「貨物貿易外貨モニタリングシステム」を通じて区内機構が「特別監督管理区域域内企業」であることを調査確認した後、規定に従って関連する外貨収支業務を取り扱う。</p>

二、区内机构可将具有真实、合法交易背景的出口收入存放境外。区内机构将出口收入存放境外应当具备的资格条件、开户登记、存放规模、期限以及调回要求等应按货物贸易法规办理。其他经常项目外汇收入存放境外应按服务贸易外汇管理法规办理。

三、简化区内机构货物贸易付汇管理。区内机构办理货物贸易付汇，参照货物贸易法规提供相应有效凭证和商业单据，无须提供《登记证》，可以在所在地以外的省、市办理异地付汇业务。货物贸易法规规定需提供进出口货物报关单的，保税项下货物贸易可以以进出境货物备案清单替代。金融机构无需办理进境货物备案清单或进口货物报关单电子底账核注、结案等手续。

区内机构办理货物贸易外汇支付手续时，如提供的正本进口货物报关单或进境货物备案清单上的经营单位为其他机构，须提供付汇人与经营单位不一致原因的书面说明及可证实交易真实性及该不一致情况的商业凭证及相关海关监管单证，并留存相关单证备查。金融机构按规定进行合理审查。

四、区内机构可以根据其真实合法的进口付汇需求提前购汇存入其经常项目外汇账户。提前购汇及实际对外支付须在同一家金融机构办理，因合同变更等原因导致区内机构提前购汇后未能对外支付的，区内机构可自主决定结汇或保留在其经常项目外汇账户中。

五、简化区内机构货物贸易结汇管理。区内机构按货物贸易法规凭相关单证在金融机构办理货物贸易

二、区内機構は真実で合法的な取引背景のある輸出収入を域外に留保することができる。区内機構は輸出収入を域外に留保しようとする場合に具備していなければならない资格条件、口座開設登記、預金・送金金額規模、期限および資金回収の要求等は貨物貿易法規に従って取り扱わねばならない。その他の經常項目外貨収入域外留保はサービス貿易外貨管理法規に従って取り扱わねばならない。

三、区内機構貨物貿易の支払管理を簡素化する。区内機構は貨物貿易支払を行う際、貨物貿易法規を参照し相応する有効なエビデンスと商業書類を提出しなければならないが、《登記証》は提出する必要がなく、所在地以外の省、市で遠隔地支払業務を行ってよい。貨物貿易法規規定が輸出入貨物通関書の提出を求めている場合、保税項目下の貨物貿易は輸出入貨物届出リストを以ってそれに替えてよい。金融機関は輸入貨物届出リストあるいは輸入貨物通関書の電子ファイル記録の確認、記録等の手続きを行う必要はない。

区内機構が貨物貿易外貨支払の手続きを行う際、提出する輸入貨物通関書あるいは輸入貨物届出リスト上の経営単位が他の機構である場合、支払人と経営単位の不一致の原因についての説明書類、取引の真实性を証明できる書類、経営単位が不一致である商業インボイスと関連する税関書類を提出し、併せて関連書類を検査に備えて保存しなければならない。金融機関は規定に従って合理的な審査を行わなければならない。

四、区内機構は真実で合法的な輸入代金の支払需要に基づき、事前に外貨を購入し、經常項目外貨口座に預け入れることができる。事前の外貨購入および実際の対外支払いは、同一金融機関で処理しなければならず、契約変更等の原因で区内機構が事前に外貨購入した後対外支払いが不可能となった場合、区内企業は人民元への両替を行うか、經常項目外貨口座内に資金を保留するかを自ら決定することができる。

五、区内機構の貨物貿易人民元転管理を簡素化する。区内機構は貨物貿易法規に従って関連エビデンス

<p>收入结汇，金融机构按规定进行合理审查。</p> <p>六、简化区内机构服务贸易外汇管理。区内机构办理单笔等值5万美元（含）以下的服务贸易外汇收支，金融机构原则上可不审核交易单证，但对于资金性质不明确的外汇收支业务，金融机构可要求区内机构和个人提交交易单证进行合理审查。区内机构办理单笔等值5万美元以上的服务贸易外汇收支，由金融机构按照服务贸易外汇管理法规规定直接审核交易单证后办理。按规定应提交税务凭证的，从其规定。</p> <p>七、外汇局按照货物贸易法规对区内机构货物贸易外汇收支进行非现场监测，对异常或可疑情况进行现场核查或现场检查，并根据核查和检查结果进行分类管理。</p> <p>各分局、外汇管理部（以下简称各分局）应参照货物贸易法规制定本地区海关特殊监管区域货物贸易外汇管理风险防范操作性规定（要求见附件）。天津、上海、江苏、广东、重庆、浙江、深圳、青岛、宁波等九省、市分局、外汇管理部应于2013年5月28日前将本地区风险防范操作性规定报总局备案。各分局应积极与地方相关部门沟通协调，取得用于监管需要的海关特殊监管区域货物流数据。</p> <p>各分局应将通知正文及时转发辖内中心支局（支局）、中资外汇指定银行（含总行）、地方性商业银行、外资银行。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。</p> <p>附件：略</p>	<p>を元に金融機関で貨物貿易収入人民元転を取り扱い、金融機関は規定に従って合理的に審査を行う。</p> <p>六、区内機構のサービス貿易外貨管理を簡素化する。区内企業が一件5万米ドル以下(5万米ドルを含む)のサービス貿易外貨収支を取り扱う際、金融機関は原則として取引書類を確認しなくてよいが、資金の性質が不明確な外貨収支業務に対しては、金融機関は区内機構と個人に取引書類の提出を要求し合理的な審査を行ってよい。区内機構が一件5万米ドル超のサービス貿易外貨収支を取り扱う際には、金融機関はサービス貿易外貨管理法規規定に基づき直接取引書類を審査した後に処理する。規定により税務エビデンスの提出が必要なものは、その規定に従う。</p> <p>七、外管局は貨物貿易法規に従って区内機構貨物貿易外貨収支に対しオフサイトモニタリングを実施し、異常或いは疑わしい状況については現場の確認或いはオンサイト検査を行い、確認と検査の結果に従って分類管理を行う。</p> <p>各分局、外貨管理部(以下「各分局」という)は貨物貿易法規に従って管轄地区の税関特別監督管理区域域貨物貿易外貨管理リスク防止操作規定を制定しなければならない(要求は附属資料参照)。天津、上海、江蘇、広東、重慶、浙江、深圳、青島、寧波等9省、市分局、外貨管理部は2013年5月28日までに管轄地区のリスク防止操作規定を総局に届出なければならない。各分局は積極的に地方の関連部門とコミュニケーション、協力し、モニタリングに必要な税関特別監督管理区域域貨物貿易データを取得すること。</p> <p>各分局は通知本文を直ちに管轄内の中心分局(支局)、中資外為指定銀行(総行を含む)、地方性商業銀行、外資銀行に転送しなければならない。執行過程で問題が生じた場合、速やかに国家外貨管理局經常项目管理司にフィードバックされたい。</p> <p>附属資料:略</p>
---	---

国家外汇管理局 2013年5月22日	国家外貨管理局 2013年5月22日
-----------------------	-----------------------

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室**

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250